

平成20年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第2日目)

平成20年3月12日(水曜日)

午前9時30分開議

- 第10 各議案の提案理由の説明
- 第15 議案第7号 平成20年度訓子府町一般会計予算について
- 第16 議案第8号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第9号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第18 議案第10号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第19 議案第11号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第20 議案第12号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第21 議案第13号 平成20年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第22 議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第14号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第26 議案第15号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第16号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議案第24号 訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第25号 財産の無償譲渡について

出席議員（9名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	7番	佐藤静基君
8番	山本朝英君	9番	川村進君
10番	小林一甫君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	佐藤明美君
総務課業務監	八鍬光邦君
企画財政課長	佐藤正好君
企画財政課業務監	森谷清和君
町民課長	中山信也君
福祉保健課長	佐藤純一君
福祉保健課業務監	林秀貴君
農林商工課長	山内啓伸君
農林商工課業務監	村口鉄哉君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
教育長	山田日出夫君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	上野敏夫君
幼稚園・保育所事務長	菅野宏君
社会教育課業務監	元谷隆人君
教育委員長	白崎隆誠君
農業委員会会長職務代理者	谷本茂樹君
監査委員	山田稔君
選挙管理委員長代行	斉藤浄文君
農業委員会事務局長	遠藤琢磨君
会計管理者	三好寿一郎君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。

鳥山農業委員会会長に代わって、谷本会長職務代理者が出席しております。

さらに、田古選挙管理委員長に代わって、斉藤委員長代行が出席しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

今日も温度調整の関係もありますので、議員と説明員の方も暑ければ上着を脱いでいただいても結構だと思います。

議案第 7号、議案第 8号、議案第 9号、議案第10号、議案第11号、
議案第12号、議案第13号

議長（橋本憲治君） 昨日に引き続き、一括議題の各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

予算書の議案第7号の歳出の61ページから順次説明をお願いいたします。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 昨日に続きまして、61ページの歳出の事項別明細書から説明を申し上げます。

なお、歳出につきましても特徴的なもののみ説明をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと存じます。

それでは、61ページの1款、議会費をご覧くださいと思います。

議会費では、故、松浦議員のご逝去に伴う議員人件費の減などにより、議会費全体で前年度より450万円ほど少ない計上となっております。

続きまして、2款、総務費にまいります。

まず、64ページ、一般管理費の事業区分4、総務一般管理経費では、前年の臨時事務員の使役実態や補助事業との関連も精査し、本年度は共済費と賃金の全額を減額したことなどから、前年度より540万円ほど少ない計上となっております。

次、65ページにまいりまして、経費区分7の姉妹町交流事業では、予算額は昨年と同額ですが、姉妹町交流事業推進協議会で実施する派遣交流事業につきましては、津野町との協議結果に基づき、本年度からは子ども達を中心に進めていくことを予定しております。

次、66ページにまいりまして、経費区分9、情報管理事業では、13節、委託料の予算が前年より1,200万円ほど増加してございます。これは、2項目目にありますコンピュータシステム改造業務857万4,000円の中に、後期高齢者医療制度導入に伴う国保税の激変緩和措置の対応分440万円が含まれているほか、4項目目にあります総合行政ネットワークシステム、これは国・都道府県・市町村間を結ぶL G W A Nという通信システムですが、保守の関係で新システムに切り替えるための開発業務630万円を新規に計上したことが増の要因でございます。

その下の経費区分10の各種基金積立金につきましては、基金の運用益、いわゆる利子

相当額を積み立てするものでございます。

次に、一番下、新規になります。経費区分12の地方公営企業等金融機構出資金80万円につきましては、行政改革推進法の施行による公営企業金融公庫の廃止に伴い、地方公共団体の資金調達を補完するために設置されることとなった地方公営企業等金融機構への出資金であり、全国の自治体の財政規模や貸付残高により割り振られた額をここに計上したものでございます。

次、70ページにまいりまして、財産管理費では、経費区分1、町有施設維持管理経費の11節、需用費の消耗品費が前年より57万円増額となっております。これは消防法改正に伴い設置する火災報知器の購入費が主な要因でございます。

次に、経費区分4の鉄道跡地不用物撤去事業では、鉄道官舎の撤去や電柱・電線類の撤去に要する経費として、3,579万1,000円を計上しております。なお、これにつきましては、北海道ちほく高原鉄道株式会社から交付のあった補償金の対象事業でございます。

次、74ページにまいりまして、公有林管理費の経費区分1、町有林管理事業の12節、役務費にあります火災保険料につきましては、本年度の火災保険の更新面積が少ないため前年より260万円ほど少ない計上となっております。

また、13節委託料の管理業務につきましては、昨年度に引き続き町有林のツル切り・枝打ち業務を季節労働者の雇用対策を兼ね実施しようとするものでございます。

次、77ページにまいりまして、住民活動費の経費区分3、地域集会所等管理経費につきましては、予算調整の時期との関係上、本定例会に無償譲渡することで提案しております中の沢地域集会所に係る費用が含まれておりますので、この点につきご理解をいただきたいと存じます。

次、82ページにまいりまして、企画費の経費区分1、地方交通対策経費の13節、委託料にありますバス待合施設設置業務につきましては、穂波と西富にバス待合小屋を設置するためのものでありまして、これについては、北海道ちほく高原鉄道経営安定等基金、これは北見市が管理している基金でございます。この基金事業として北見市から交付される補助金の対象事業となっているものでございます。

次に、経費区分3、企画一般経費の負担金の一番下にありますオホーツクAⅠ推進協議会負担金につきましては、管内市町村と網走支庁が連携してオホーツクのイメージアップ事業や地場産品のオホーツクブランド化の取り組みなどを行うために設置したものであります。これと合わせて、前年度までありましたオホーツク委員会やオホーツクパートナーシッププロジェクト推進事業については、所期の目的が達成されたとの判断から解散し、ここの予算に計上はなくなっておりますが、このなくなった事業の一部をオホーツク委員会が引き継ぐことになっているものでございます。

次に、経費区分4、まちづくり推進一般経費の8節、報償費の自治基本条例関係については、条例素案の策定に向けた検討協議のため設置をするものでありまして、条例等に基づかない、無報酬の諮問機関にしたいと考えております。委員の総数は公募を含め15名程度を予定しております。予算としては、公職者を除く一般委員への謝礼品3万円のほか、地方自治に識見を有するアドバイザーに対する謝礼30万円を計上してございます。なお、アドバイザーにつきましては、現在国の方に補助金の申請をしておりますけれども、国の

補助がつかなかった場合には、委嘱しない予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、一番下にあります元気なまちづくり総合補助金につきましては、住民グループや団体等が自主的に行う地域福祉事業や地域の活力を生み出す事業、さらには、特産品の開発や新産業おこしなど、まちの活性化につながる事業、当然ながら将来にわたり持続性が見込まれるものでなければなりません、そうした取り組みの立ち上げを支援するための補助制度として創設するものでございます。

なお、この事業の実施により、将来的な雇用創出にもつながるものと期待をしておりますが、予算としましては、2団体分の100万円を計上しているものでございます。

次、85ページにまいりまして、税務総務費では、本年は固定資産税標準地鑑定評価業務の委託料がありませんので、前年より総額で290万円ほど減となっております。

次、89ページにまいりまして、戸籍住民登録費では、昨年は住民基本台帳ネットワークシステム機器の更新があったことなどから、前年に比較し650万円ほど減となっております。

次、93ページにまいりまして、農業委員会委員選挙費につきましては、本年7月に予定されている農業委員会委員選挙の執行経費を計上してございます。

続きまして、3款、民生費にまいります。

ここで、時間の関係から再度、お断り申し上げたいと思いますが、各団体への補助奨励費や扶助費の内容及び前年度との比較につきましては、別冊でお配りしております各会計予算案の説明資料にまとめておりますので、ご覧をいただくこととし、これに係る説明は特徴的なもののみとさせていただきますので、この点につきご了承いただきたいと存じます。

それでは、102ページ、社会福祉総務費の経費区分1、重度心身障害者医療費助成事業では、医療費助成が前年より230万円ほど増となっておりますが、これは前年実績を基に計上したということでございます。

経費区分2、国民健康保険会計繰出金では、前年より2,200万円ほど減となっておりますが、昨年は後期高齢者医療制度に係る国保電算システムの改修分として、約1,400万円がありましたことと、国と道の負担がある保険基盤安定負担金が約900万円減少していることが要因となっているものであります。

次に、経費区分5、社会福祉協議会活動助成事業では、予算額は、前年度とほぼ同額ですが、この中には、社会福祉協議会で導入する新会計システムの導入費用136万5,000円と本年度に本町で開催される管内社会福祉大会の開催支援金15万円が含まれてございます。

次、104ページにまいりまして、経費区分12、障害者自立支援特別対策事業につきましては、障害者自立支援法の着実な定着を図るための激変緩和措置として、昨年度と本年度の2年間に限定した事業であり、道の補助4分の3を受けて実施するというものでございます。

次、106ページにまいりまして、老人福祉費の経費区分1、老人医療給付特別対策事業の20節、扶助費の老人医療費助成につきましては、医療制度の改正に伴い廃止になりますので、20年3月診療分1ヵ月分のみの計上となっております。また、その下の特

別対策老人医療費助成につきましては、老人医療費助成の廃止に伴い、医療費の自己負担が一時的に増加することとなる68歳と69歳の方に対する特別対策として、町単独で助成しようとするものでございます。

次に、経費区分4、訓子府福祉会支援事業の2項目目にありますくんねっぴ静寿園施設改修費補助金につきましては、昨年度の給湯設備の改修に続き、本年度は給水設備改修工事に対する補助でありまして、予定事業費630万円の3分の1、ただし、上限額を200万円に設定し補助しようとするものでございます。

次に、経費区分5、居宅介護支援事業の居宅介護支援事業費補助金につきましては、社会福祉協議会が行う訪問介護事業の収支不足額を補助するものでありますが、ケアマネージャー1名を減員したことなどから、昨年より370万円ほど少ない1,454万円の計上となっているものでございます。

次に、107ページにまいりまして、経費区分7、高齢者在宅サービス事業では、20節、扶助費の在宅介護サービス費助成が前年度より77万円ほど少ない33万8,000円の計上となっております。この助成につきましては、在宅介護サービスを利用する非課税世帯の者に対する助成であり、道の制度廃止後、町単独で継続していたものでありますが、平成20年度から医療と介護の高額合算制度が創設されますことから、町民税の課税期間である6月末をもって、この助成を廃止することとし、4月から6月までの3ヵ月分をここに計上しているものでございます。

次に、108ページにまいりまして、経費区分13、新規計上の後期高齢者医療事務費では、北海道後期高齢者医療広域連合に納付する療養給付費負担金として5,685万4,000円を計上しております。この額につきましては、本町の高齢者に係る療養給付費見込額に法定の負担率12分の1を乗じて得た額となっております。

また、経費区分14、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、歳入の民生費道負担金の後期高齢者医療保険基盤安定拠出金のところでも説明しましたとおり、保険基盤安定拠出金分1,135万6,000円と事務費分522万7,000円を加えた1,658万3,000円を計上しております。保険基盤安定拠出金と事務費を加えた額の計上でございます。

次に、118ページにまいりまして、児童福祉施設費の経費区分1、常設保育所運営事業では、昨年計上しておりました産休代替保育士に係る予算がないことなどから、前年度より全体で220万円ほど少ない2,531万円の計上となっております。

次に、経費区分2、常設保育所施設管理事業の11節、需用費修繕料が前年度より40万円ほど多い49万6,000円の計上となっておりますのは、東2丁目線側の増築分屋根の雨漏り修繕が含まれていることによるものであります。

続きまして、4款、衛生費にまいります。

まず、124ページ、保健衛生総務費の経費区分2、老人保険特別会計繰出金628万8,000円につきましては、医療制度の改正に伴い、本年3月診療分の1ヵ月分に係る町負担分の繰出金の計上でございます。

次のページにまいりまして、経費区分6、妊婦健康診査事業につきましては、まず、妊婦健康診査では、公費負担を前年度の2回から5回に増やし、予算としては45人分の93万1,000円を計上しております。また、妊婦超音波検査では、前年度は35歳以上

の方のみの1回分を公費負担の対象としていましたが、本年度は全妊婦に対象を拡大し、23万9,000円を計上してございます。

このほか、保健事業関係では、昨年まで健康推進員に係る予算計上をしておりましたが、健診制度の改正に伴い、予算としては減額をしてございます。また、事務事業の見直しにより、北海道保健センター連絡協議会については脱退をしましたので、これに係る予算計上もございません。

次、126ページにまいりまして、経費区分9の水道事業会計補助金につきましては、町の政策上補助することとしている起債の償還金に対する補助2,035万2,000円と、水道事務職員人件費に対する補助1,586万9,000円の合計額3,622万1,000円を計上しているものでございます。

次、128ページにまいりまして、予防費でございます。経費区分1、健康診査事業につきましては、健診制度の改正により、医療保険に移行されましたので大きく減少してございます。なお、医療保険の健診対象となっていない30歳から39歳までの方については、従前どおり町が健診を行うこととなりますので、13節、委託料に特定健康診査54万1,000円を計上しているものでございます。

また、その下の町民健康診査53万円につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合からの受託事業として実施する75歳以上の方を対象とした健診でございます。これにつきましては、57ページの受託事業のところでも説明しましたとおり、入通院をされている方は対象外になっておりますので、予算としては106人分の計上でございます。

次に、経費区分2の予防接種事業では、国の麻しん排除計画に基づき、中学1年生と高校1年生のワクチン接種を予定しているため、11節、需用費の医薬材料費と13節、委託料の下から二つ目にあります、麻しん、風しん2種混合の予算が昨年より増額となっているものでございます。

次、129ページにまいりまして、経費区分4、健康相談・健康教育事業の13節、委託料で新たに健康教育指導業務として15万8,000円を計上しております。これにつきましては、昨年は国保会計の保健事業として実施していましたが、国保以外の方も含めた事業であるため、本年度はここに組み替えて計上してございます。昨年度までは国保会計のほうに計上していたものでございます。

次、136ページにまいりまして、塵芥処理費の経費区分1、塵芥処理事業の13節、委託料の資源ゴミ処理業務については、これまで留辺蘂町のリサイクルセンターで再資源化の処理を行ってききましたが、本年度から容器包装廃プラスチックについては、北見市リサイクルプラザで処理することになる関係上、前年度より120万円ほど増額となっております。また、下から二つ目の可燃ごみ処理業務については、過年度の実績を基に処理単価が見直されたことに伴い、トン当16,500円でしたものが24,000円程度に引き上げられる見込みということで、前年度より250万円ほど増額となっております。

次に、経費区分2のごみ減量化対策事業の2項目目にあります、ごみ減量化容器等購入費助成金につきましては、一定程度普及したことと、有料化により減量化が進んだことなどを考慮し、本年度を助成の最終年度にしたいと考えているものでございます。

次、138ページにまいりまして、し尿処理費の経費区分1、し尿処理事業の北見地区衛生施設組合負担金につきましては、し尿処理がスクラムミックスセンターに移行されま

したことから、前年度と比較し大きく減となっております。なお、旧処理施設の解体事業につきましては、21年度以降に延期されましたので、本年度の予算計上はございません。

続きまして、5款、労働費にまいります。

まず、140ページ、労働諸費の経費区分2、季節労働者対策事業の19節の2つ目にあります北見地域季節労働者通年雇用促進協議会負担金につきましては、昨年9月の第3回定例町議会で予算補正させていただきましたが、本年度は1年分として8万6,000円を計上してございます。

次に、経費区分3、勤労者福祉会館管理経費の11節、需用費の修繕料21万7,000円につきましては、屋根の塗装修繕を予定しているため、前年より増額の計上となっているものでございます。

続きまして、6款、農林水産業費にまいります。

まず、143ページ、農業委員会費の経費区分6、農業委員会一般経費の13節委託料にあります農地地図情報システム導入業務につきましては、農業委員会が保有している農地基本台帳データと18年度に整備しました地籍調査の地図情報を一元化させるものであり、317万6,000円を計上してございます。

次に、148ページにまいりまして、農業振興費の経費区分2、農業振興事業、19節の3項目目にあります農業振興連絡協議会負担金には、シストセンチュウ対策費を加算して計上してございます。

また、22節の一番下にあります気象災害対策資金利子補給68万7,000円につきましては、13ページの債務負担行為のところの説明しましたとおり、昨年の降雹被害を受けた農業者が借り入れる資金の償還利子を補給するものでございます。

次に、150ページにまいりまして、畜産業費の経費区分2、畜産振興事業では、公社営事業の関係で13節、委託料と17節の公有財産購入費が前年度より大きく増額となっているところでございます。

次に、152ページにまいりまして、農業基盤整備事業費の経費区分1、農業基盤整備事業につきましては、道営事業である畑総事業、農道整備事業、西富地区かんがい排水事業に係る負担金として総額1億8,514万7,000円を計上してございます。

次のページにまいりまして、経費区分5、集落営農活動支援事業で農地・水・農村環境保全向上活動支援事業負担金として、435万円を計上しております。これまで事業実施していた西富地域に加え、本年度から清住地域と実郷地域を新たに取り組む予定であるため、前年度に比べ大きく増額となっております。

なお、事業の内訳を申し上げますと、共同活動支援負担金につきましては、3地域分で237万5,000円、営農活動支援分が西富と清住分で197万5,000円となっており、それぞれ全体事業費から国と道の負担分を差し引いた25%分が、ここに負担金とし、計上しているものでございます。

その下の経費区分6、土地改良区業務受託事業につきましては、北海道の事務検査の中で土地改良区の用務で出張する場合の旅費の支出については、町の会計から支出すべきとの指摘があったことを受け、ここに計上したものでございます。

次、156ページにまいりまして、農業交流センター費では、新たに加工指導員を配置し、施設の有効活用と地産地消による特産品開発に結びつくような講習会の開催等を行う

こととし、8節、報償費に加工指導員報償として50万円を計上してございます。

次に、162ページにまいりまして、林業振興費の経費区分2、民有林振興事業では、新生紀森林組合に対する補助である民有林育成指導事業費補助金を行財政改革の視点から1割減の225万円を計上してございます。

次に、経費区分3の林業振興一般経費では、事務事業の見直しにより、北海道緑資源特定森林圏整備推進協議会と網走地区林業構造改善推進協議会、そして北海道森と緑の会、負担金の名称では山づくり負担金となっておりますが、それぞれ19年度末で退会をしましたので、これらに係る負担金の計上は本年度からございません。

次、166ページにまいりまして、商工業振興費の経費区分3、商工業振興対策一般経費の13節、委託料で商工業振興調査業務として20万円を計上してございます。これにつきましては、大学の協力を得て商工業の実態等を調査しようとするものでございます。

続きまして、8款、土木費にまいります。

まず、169ページ、1目の車両運行管理費全体で630万円ほど減額となっておりますが、これは、昨年度の予算にワンボックス車とミニバックホーの購入費として約570万円が計上されていたことと、臨時事務員の業務内容を含めた勤務実態が、職員に準じるものであることなどから、賃金としての計上をやめたことなどによる減ということでございます。

なお、経費区分2、車両運行管理費と経費区分3、除雪車両運行管理費において、11節、需用費の車両関係経費が大きく増減しておりますのは、タイヤの更新や燃料単価の上昇、車検台数の違いによるものなどということをご理解をいただきたいと存じます。

次に、174ページにまいりまして、道路維持費の経費区分4、市街地歩道整備事業では、若富地区北1条線の片側歩道280mの舗装工事費として400万円を計上しているものでございます。

次に、176ページにまいりまして、道路新設改良費の経費区分2、南13線交通安全施設整備事業では、町道末広線から603.78m分の歩道整備工事と用地買収や支障物件移設補償費など合わせて4,907万7,000円を計上しております。これに事務費の対象にできる職員人件費92万3,000円を加えた額5,000万円がこの事業費の総額となりますが、このうち55%が国庫補助、残り45%分は全額過疎債を充てることになっているものであります。

次に、経費区分3の東町仲通東線道路整備事業につきましては、昨年12月の第4回定例町議会で町道の路線認定をいただいた箇所改良舗装を行うものであります。取り付けとして東5丁目線も合わせて整備するものであります。

次に、経費区分4の幸町線道路整備事業につきましては、幸橋の歩道拡幅工事とあわせて、くねっぶ駅構内を縦断する新設道路の整備に向けた実測線調査を行おうとするものでございます。

次、180ページにまいりまして、河川総務費の経費区分1、河川管理事業の8節、報償費の河川維持報償金では、本年度から清住と実郷地域が新たに農地・水・農村環境保全向上共同活動支援事業の対象になることから、当該区分の報償金を減額して計上してございます。昨年度よりも若干、減となっております。

また、13節、委託料にあります訓子府川ほか樋門樋管操作業務につきましては、委託

期間が半年になったことから前年度より減額になっているものでございます。

次に、経費区分3、河川改修整備事業にあります日の出排水整備工事につきましては、日の出排水175メートルを3ヵ年計画で整備するものでありまして、本年度は75メートル分の工事費として500万円を計上しているものでございます。

次、181ページにまいりまして、1目の公園費では、全体で昨年度より約130万円減の計上となっておりますが、これは、各公園施設の維持管理を最小限に抑えたことなどによるものでありますのでご理解を頂きたいと存じます。

次、186ページにまいりまして、住宅建設費の経費区分1、公営住宅改修事業につきましては、従前は建替えを基本に進めてまいりましたが、厳しい財政状況を考慮し、現建物をリフォームすることにいたしましたものでございまして、本年度は1棟4戸を予定してございます。

また、経費区分2の定住促進空き家活用事業につきましては、現在、空き家となっている教職員住宅等を所得制限等により、公営住宅に入居できない、若者向けの住宅として改修しようとするものであり、本年度は2棟4戸を予定してございます。なお、この事業については、歳入の国庫補助でも説明しました過疎地域集落等再編整備事業補助金と過疎債の対象事業ということになってございます。

続きまして、9款、消防費にまいります。

まず、187ページ、1目の消防組合費で全体で申しますと、前年度より670万円ほどの増額になってございますが、この主な要因としましては、191ページの支署費の経費区分2、消防業務経費になりますが、18節、備品購入費に新規事業として救急車に搭載する自動体外式除細動器300万円を計上したことと、192ページの経費区分5と194ページ団費の経費区分3に同じ事業名がついておりますが、北海道消防操法大会出場経費、これらが新たに計上したということでありまして、同じく団費の経費区分1、消防団活動経費の19節の一番下にあります北見分会連合消防演習に係る実行委員会交付金140万円。これも新たに出てございます。それと、196ページ、消防施設費の経費区分2、通信指令業務経費117万円を新規計上したことが主な増加要因であるということでご理解いただきたいと思います。

次に、200ページにまいりまして、水防費では前年度より15万円ほど増となっておりますが、これは土のう袋を購入することによる増ということでございます。

続きまして、10款、教育費にまいります。

まず、206ページにまいりまして、事務局費の経費区分1、語学指導助手配置事業でございますけれども、昨年度に引き続き、語学指導助手を配置するということとし、所要額を予算計上させていただいております。

次のページにまいりまして、経費区分4、学校教育等一般経費の19節、負担金補助及び交付金の上から5項目目にあります、北海道訓子府高等学校教育振興会議交付金につきましては、昨年度に引き続き、学校存続に向けた振興支援を行うため、通学定期代の半額助成である通学支援費と新入生に対する教科書代の補助を含めた入学準備支援、さらには進路指導強化対策等の支援を引き続き行うこととし、総額で1,091万4,000円を計上しております。

また、ここでは、昨年度計上してございました訓子府中学校開校60周年記念事業補助金

と、5年ごとに作成する社会科副読本の編集委員会交付金がございますので、総体経費では前年度より140万円ほど減になっているということでございます。

次、210ページにまいりまして、スクールバス運行費の13節、委託料のスクールバス代替運行業務につきましては、平成19年度から平成21年度までの長期継続契約を行っているものであり、前年の入札実績により計上しているため、90万円ほど少ない額になっているものでございます。

次に、212ページにまいりまして、小学校の学校管理費、経費区分1の臨時講師配置事業につきましては、昨年度に引き続き訓子府小学校に1名を配置することとしたほか、特別な支援が必要な児童が増加していることから、特別支援教育支援員1名分、合わせて2名分を計上しているものでございます。

次に、経費区分3、学校施設維持管理事業では、213ページの15節、工事請負費の児童用トイレ便器交換工事、これは洋式に交換するものでありますが、訓子府小学校分が12基、居武士小学校分が6基、合わせて18基分の工事費330万円を計上してございます。

次に、218ページにまいりまして、中学校の学校管理費の経費区分1、臨時講師配置事業につきましては、小学校同様、昨年度に引き続き、臨時講師1名を配置することとし、予算計上したものでございます。

また、経費区分3、学校施設維持管理事業の13節、委託料の校舎清掃特別業務につきましては、本年度は、校舎1階床面のワックス塗布と体育館床のウレタン塗布がございませんので、減額して計上しているものでございます。

次に、222ページにまいりまして、教育振興費の経費区分3、教育用コンピュータ整備事業につきましては、昨年度、北海道市町村備荒資金組合譲渡事業で導入したパソコン等の償還金であります。本年度から元金の償還が始まりますので、大きく増額になっているということでございます。

次に、224ページにまいりまして、幼稚園費の経費区分1、幼稚園運営事業の7節、賃金にありませ保育補助員では、保育補助を必要とする障がい児の延長保育に対応するため、前年度より70万円を増額して計上してございます。

また、11節、需用費にありませ印刷製本費86万5,000円には、幼稚園30周年記念誌の発刊経費が含まれております。

次に、228ページにまいりまして、社会教育総務費の経費区分3、青少年教育推進事業の19節の7項目目にありませ訓子府高等学校体育文化後援会活動費補助金につきましては、本年度、群馬県で開催されませマーチングバンドの全国大会出場経費分として前年度の額に20万円を加算して計上しているものでございます。

次に、232ページにまいりまして、公民館費の11節、需用費にありませ修繕料につきましては、和室研修室の畳の傷みがひどいため、ジュウタン敷きにする経費、約31万円を含めた計上となっております。

次に、234ページにまいりまして、図書館費の経費区分1、図書館業務コンピュータ関係の14節、使用料賃借料にありませコンピュータ機器借上料が45万円ほど前年度より減となっております。

これは、現在使用しているシステムのリース期間が19年10月に満了し、その後、本

年10月までの1年間は、安い金額で再リースしたということによるものであります。

なお、このシステムについては保守の期間が過ぎるため、本年11月からは新しいシステムに更新しなければなりませんので、また、正規のリース料ということになります。したがって、本年度の予算が一時的に減額になるものでありまして、21年度からは、また、通常の借上料に戻るといってごさいますので、この点も含めご理解をいただきたいと存じます。

次、238ページにまいりまして、体育施設費の経費区分1、スポーツセンター管理事業では、7節、賃金にありますスポーツセンター技能員の使役日数を減らしたことなどから、経費総額で前年度より130万円ほど減額した計上となっているものでごさいます。

また、経費区分2、温水プール管理事業においても、受付事務を直営化したほか、委託業務の見直しなどにより、燃料費は120万円ほど増加している中で、経費全体で150万円ほど減額した予算計上となっているものでごさいます。

次のページにまいりまして、経費区分4、屋外運動施設管理事業では、13節、委託料にありますスケートリンク設置維持管理業務において、レクリエーション公園のリンク造成を止めたことにより、260万円減の180万円を計上したということでごさいます。

また、次のページに移り、18節、備品購入費では乗用芝刈機を更新することとし、110万円を計上してごさいます。

続きまして、11款、公債費にまいります。

245ページをご覧いただきたいと存じますが、1目の元金では、本年5月借入れを起こす起債の償還元金を含めた額になりますが、7億6,842万9,000円の計上となっています。また、2目、利子では、長期債の償還利子として1億2,026万8,000円、それに金融機関や基金の繰替運用に伴う一時借入金の利子として55万1,000円をそれぞれ計上してごさいます。

次のページにあります公債諸費につきましては、市町村職員共済組合から借入れた温水プール建設事業債の償還が完了したことに伴い、償還事務を取り扱っていた金融機関への取扱手数料がなくなりましたので、廃目とするものでごさいます。

続きまして、13款、給与費にまいります。

給与費につきましては、251ページと252ページになりますが、町長・教育長と一般職に係る人件費をこの13款に計上してごさいます。副町長を置かないことなどによる特別職人件費の減のほか、本年度は退職手当組合負担金の事前納付に係る精算金がないことなどから、前年比較で4,650万円ほど少ない7億5,669万5,000円の計上となっております。

この給与費のほか、議員や各種委員を含めた人件費総体をみる資料としまして、予算書の262ページに給与費明細書を添付してごさいます。この明細書は地方自治法に基づく書式でありまして、報酬、給料、手当、共済費などのほか、手当の種類ごとに前年度と比較ができるように調製されているものでありますので、後ほどご覧をいただければと思います。

続きまして、254ページからは昨年度までにご決定をいただいた分と本年度の債務負担行為に係る調書でごさいます。260ページの計の欄にありますように、本年度以降の支出予定額は5億2,148万6,000円となっております。そのうち一般財源

としては、3億8,280万4,000円が必要ということがこの表からわかることになってございます。

なお、本年度分の支出予定額につきましては、別にお配りしております説明資料の23ページ以降に、一覧でまとめておりますので、後ほど、ご覧をいただければというふうに思います。

続いて、261ページは地方債の年度末現在高に関する調書でございます。合計欄の右側でございますように本年度末の現在高見込額は63億2,478万7,000円となっております。

以上、長くなりましたが総額を38億7,570万円とする、平成20年度の一般会計予算案について、説明申し上げました。時間の関係もあり、詳細の説明はできませんでしたが、厳しい財政状況の中、予算全般にわたり、経常経費の節減はもとより、各事務事業においても経費の節減を図りつつ、町民の福祉や次代を担う子供達に係る教育予算に配慮しながら予算編成をさせていただきました。

説明不足の点につきましては、お詫びを申し上げ、あとは、質疑等でご説明をさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） ここで午前10時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り議会を再開いたします。

福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 特別会計予算書の267ページをお開き願います。

議案第8号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」3ページをお開きいただきたいと思っております。

その上段に、国保会計の予算編成にあたっての、基本的な考え方について、記載しております。

まず、歳入でありますけれど、国保税については、制度改正に伴い、後期高齢者支援金を加えて計上させていただいております。

国庫支出金及び療養給付費交付金につきましては、保険給付費を基礎として積算した額を計上しております。

道支出金については、道の調整交付金を計上しております。

また、新たに特定健康診査等負担金を国庫支出金及び道支出金に、65歳以上75歳未満の前期高齢者に対する交付金として、前期高齢者交付金を計上しております。

この他、一般会計繰入金につきましては、従来からのルールによる繰入をしたほか、財政調整に要する財政調整基金からの繰入金も計上しております。

次に、歳出であります。保険給付費、老人医療費拠出金及び介護保険第2号被保険者にかかる介護納付金につきましては、前年度の医療費実績額見込額から推計し計上してお

ります。

なお、老人医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、3月診療分と過年度精算分のみを計上しております。

また、新たに前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等、保健事業費で特定健診に係る費用を計上しております。

資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページの下から3行目には、国保会計の財政調整基金保有状況を記載しておりますが、平成20年度末の保有見込額は、一番右側に記載しております

104万3,000円となる見込みで、大変厳しい状況にあります。

また、同じ資料の29ページから32ページにわたり、国保会計の概要をそれぞれ記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の267ページにお戻りいただきたいと思います。内容をご説明申し上げます。議案第8号 平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計予算の第1条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,450万円と定めるものであります。この予算は、前年度当初と比較しまして、8,688万5,000円、約9.4%の減額計上となっております。

第2条では、一時借入金の借入限度額を前年同額の3,000万円としております。

第3条では、歳出予算の流用について定めておりますが、その方法については、従来と同様としております。

次に、268ページから272ページにつきましては、款項ごとにそれぞれ額を記載しておりますので、ご覧いただくこととしまして、275ページ以下の事項別明細書によって、その特徴的なものに限って説明させていただきます。

はじめに、歳入について説明させていただきます。

まず、275ページの第1款、国民健康保険税、第1項、第1目、一般被保険者国民健康保険税であります。税率の改正や75歳以上の方の後期高齢者医療制度への移行と退職者医療制度の対象者の年齢引き下げにより65歳以上の方が、一般被保険者へと移行することから、総額では、前年度比794万2,000円減の2億7,532万6,000円を見込んでおります。

医療給付費分現年課税分につきましては、世帯数で前年度比293世帯減の1,007世帯、被保険者数は863人減の2,607人を見込んで、改正税率により計上しております。その額から、低所得者軽減分、限度額超過分などを差し引きし、収納率を98%と見込んで、2億231万3,000円を計上しております。

医療給付費分滞納繰越分につきましては、前年同額の100万円を計上しております。

次に、後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、制度改正に伴う新たな税目であり、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、4,870万2,000円を計上しております。

次に、276ページの介護納付金分現年課税分につきましても、一般被保険者の国民健康保険税と同様の計算式に基づき算出し、2,331万円を計上しております。

次に、277ページの第2目退職被保険者等国民健康保険税であります。退職者医療制度の対象者の年齢引き下げにより65歳以上の方が一般被保険者に移行することから、

退職被保険者数が大きく減り、医療給付費分393万6,000円、後期高齢者支援金分95万2,000円、介護納付金分70万9,000円などを合わせて、総額で、前年度比2,061万9,000円減の559万9,000円を計上しております。

次に、278ページの第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費等負担金につきましては、補助対象医療費の34%相当額が国から交付されますので、現年度分、過年度分、合わせて、前年度と比較して3,544万6,000円減の1億6,731万5,000円を計上しております。

第2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する負担割合から、国の負担分4分の1、544万1,000円を計上、第3目、特定健康診査等負担金につきましては、生活習慣病に着目した新たな健診が平成20年度から始まりませんが、特定健診の対象経費の国負担分2分の1、56万2,000円を計上しております。

次に、279ページの第2項、国庫補助金のうち1目、財政調整交付金であります。このうち、財政力格差調整のため交付されます普通調整交付金につきましては、過去の実績から3,100万円を計上し、特別調整交付金につきましては、50万1,000円を計上しております。

健康増進事業補助金は、新たに始まる特定健診の関係から、後期高齢者医療制度創設準備事業補助金は、準備事業の終了に伴い廃目としております。

次に、280ページの第3款、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の財源で、各保険者の拠出により賄われ社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、退職者医療制度の対象者の年齢引き下げにより、前年度と比較して7,829万3,000円減の2,239万3,000円を計上しております。

次に、281ページの第4款、前期高齢者交付金につきましては、制度改正により保険者間の65歳以上75未満の前期高齢者の偏在による不均衡を各保険者の加入者数に応じて財政調整するための交付金として、1億2,793万3,000円を計上しております。

次に、282ページの第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費拠出金に対する道負担分4分の1、544万1,000円を計上いたしております。第2目、特定健康診査等負担金は国庫支出金と同様に、特定健診の対象経費の道負担分2分の1、56万2千円を計上しております。

次に、283ページの第2項、道補助金、第1目、調整交付金については、国からの財源移譲分を、道の条例により一定のルール計算によって、調整交付金として交付されるもので、普通調整交付金は、2,952万6,000円を計上、特別調整交付金については、74万7,000円を計上しております。

次に、284ページの第6款、第1項、第1目、共同事業交付金につきましては、1件80万円を越える医療費を対象として国保連合会が行う高額医療費共同事業により100分の59が交付されるもので、過去の実績を勘案して、前年度比385万7,000円増の2,176万7,000円を計上しております。

第2目、保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村の保険財政の安定化を図るため、30万円を超える医療費を対象とし、医療費実績及び被保険者数に応じて、国保連合会に拠出し、交付を受けるもので、歳出同額の9,709万5,000円を計上しております。

次に、285ページの第7款、財産収入につきましては、財政調整基金の利子として9万2,000円を計上しております。

次に、286ページの第8款、繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、国保事業特別会計の収支不足分として、前年度比3,918万6,000円減の407万5,000円を基金から繰入れするものであります。

次に、287ページの第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金のうち、保険基金安定繰入金は、前年度実績額により、保険税軽減分1,877万3,000円と保険者支援分549万2,000円を合わせ、2,426万5,000円、出産育児一時金繰入金は、420万円、財政安定化支援事業繰入金は、平成19年度普通交付税措置実績額の464万5,000円を、町の負担分として繰入れするものであります。

その他、一般会計繰入金は、特別会計を運営するための事務費等に要する経費として515万9,000円を計上しております。

291ページに飛びまして、第10款、諸収入、第3項、第6目、雑入につきましては、特定健診に係る自己負担額等700名分の84万6,000円を見込んでおります。

次に、歳出について説明させていただきます。

292ページをお開き願います。第1款、総務費 第1項、総務管理費、第1目、一般管理費、第2目、連合会負担金につきましては、国保一般事務に要する経費ですが、前年度は制度改正による国保電算システム改修業務を実施しており、その分が減額となっておりますので、前年度比1,824万2,000円減の782万9,000円を計上しております。

次に、293ページから294ページまでの第2項、徴税費、第3項、運営協議会費につきましては、主に事務的経費で前年と大きく変わったところがございますので、説明を省略させていただきます。

次に、295ページをお開きください。第2款、保険給付費、第1項、療養諸費の積算は、今年度は制度改正により前年度から大きく変わることから、国から示された計算式を基に、年齢階層別の医療費を試算し計上しておりますので、ご理解をお願いいたします。一般被保険者と退職者被保険者の医療費の増減は、退職者医療制度の対象者の年齢引き下げにより、65歳以上の方が一般被保険者に移行することによるものでございます。

まず、第1目、一般被保険者療養給付費は、前年度比8,000万円増の4億3,000万円を計上、第2目、退職被保険者等療養給付費は、前年度比8,600万円減の1,600万円を計上しております。

第3目、一般被保険者療養費は、前年比60万円増の760万円、第4目、退職被保険者等療養費は、前年度比40万円減の120万円を計上しております。

第5目、審査支払手数料は、前年度の支払見込額から推計し153万7,000円を計上しております。

次に、296ページの第2項、高額療養費につきましても療養諸費と同様に、国から示された計算式を基に試算し計上しております。

第1目、一般被保険者高額療養費は、前年度比400万円増の4,300万円を計上、第2目、退職被保険者等高額療養費は、前年度比750万円減の460万円を計上しております。

次に、298ページに飛びまして、第4項、出産育児諸費、第1目、出産育児一時金につきましては、前年度より2名減の18人分の630万円を計上しております。

次に、299ページの第5項、葬祭諸費、第1目、葬祭費につきましては、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行することにより、前年度比195万5,000円減の15件分の75万円を計上しております。

次に、300ページの第3款、後期高齢者支援金等、第1項、第1目、後期高齢者支援金拠出金につきましては、老人保健制度が廃止となり、高齢者の新たな制度である後期高齢者医療制度の財源として保険者が約4割相当分を拠出するものですが、概算拠出の通知により1億301万3,000円を計上しております。第2目、事務費拠出金についても、概算拠出の通知により、1万5,000円を計上しております。

次に、301ページの第4款、第1項、第1目、前期高齢者納付金につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、制度改正により保険者間の65歳以上75歳未満の前期高齢者の^{へんざい}偏在による不均衡を調整するため、各保険者の加入者数等に応じて費用負担するもので、国保では前期高齢者の加入割合が高いことから拠出額が少なく、概算拠出の通知により5万7,000円計上、第2目、前期高齢者関係事務費拠出金につきましても、概算拠出の通知により1万5,000円を計上しております。

次に、302ページの第5款、老人保健拠出金、第1項、第1目、老人保健医療費拠出金につきましては、老人保健制度の廃止に伴い3月診療分と過年度清算分のみを計上しており、概算拠出の通知により、前年度比1億5,164万1,000円減の2,456万7,000円を計上、第2目、老人保健事務費拠出金についても、概算拠出の通知により、前年度比185万4,000円減の18万3,000円を計上しております。

次に、303ページの第6款、介護納付金につきましては、国保被保険者にかかる介護保険第2号被保険者分で、概算納付通知により、前年度比223万8,000円減の4,848万4,000円を計上しております。

次に、304ページの第7款、共同事業拠出金、第1項、第1目、高額医療費拠出金は、決定通知額に基づき、前年度比224万5,000円減の2,176万7,000円を計上、第4目保険財政共同安定化事業拠出金は、歳入でも説明申し上げましたが、歳入の交付金と同額の9,709万5,000円を計上しております。

次に、305ページの第8款、保健事業費、第1項、第1目、特定健康診査等事業費につきましては、これまでの老人保健法に基づく町民健診に変わり、4月からは「高齢者の医療の確保に関する法律」により、国保等の医療保険者に対して、40歳から74歳を対象として、生活習慣病に着目した特定健診と特定保健指導の実施が義務付けられたことによりまして、それらの健診等に要する経費を計上しております。

賃金は、アンケート調査集計などの事務賃金、特定保健指導の栄養士の賃金などで32万1,000円を計上しております。

役務費の通信運搬費は、特定健診のための郵送料として37万9,000円を計上、特定健診データ管理システム手数料として、18万7,000円を計上しております。委託料は、特定健診を集団検診として業務を委託するもので、国保被保険者700名分と結果説明会の医師派遣料として563万3,000円を計上しております。

備品購入費は、健診結果分析用ソフトの購入費として111万3,000円を計上、負

担金、補助及び交付金は、保健師賃金として国保連合会の保健師派遣事業を活用し、町負担分である2分の1を負担するもので、51万2,000円を計上しております。

次に、306ページの第2項、保健事業費につきましては、保健事業に要する経費として、全体で前年度比217万円減の147万1,000円の計上ではありますが、前年度は平成20年度からの特定健診、保健指導事業の準備経費を健康増進事業として計上しておりましたが、今年度からは特定健康診査等事業が始まることにより、その事業費分164万2,000円が減額となっております。また、新しく始まる特定健診の関係から、その検査項目と重複する人間ドックに対する健康診査助成を廃止することとし、前年度比44万7千円減の44万1,000円を計上しております。なお、脳ドックに対する健康診査助成は継続して実施することとしております。

以上が、平成20年度訓子府町国民健康保険特別会計の主な内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、特別会計予算書の311ページをお開き願います。

議案第9号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料を含めてご説明申し上げます。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開き願いたいと思います。

その中段に、老人保健会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれど、後期高齢者医療制度の創設に伴い老人保健制度が廃止されることから、平成20年度会計となる3月診療分に係る医療費に対する支払基金交付金、国庫支出金、道支出金を所要率で算定したほか、町負担分を一般会計からの繰入金として計上しております。

また、歳出であります。歳入同様、3月診療分に係る医療給付費等を計上しております。

なお、老人保健特別会計は精算の関係もあり、平成21年度まで存続することとなっております。

この資料の34ページから35ページにわたり、老人保健特別会計の概要を記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の311ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第9号 平成20年度訓子府町老人保健特別会計予算の第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ7,840万円と定めるものであります。

この予算は、前年度当初予算と比較して、7億6,588万8,000円、約90.7%の減となっております。

次に、312ページから314ページにつきましては、款項ごとに、それぞれ額を記載しておりますのでご覧いただくことといたしまして、その内容につきましては、317ページ以下の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、317ページの歳入から説明させていただきます。

まず、予算書317ページの第1款、支払基金交付金、第1項、第1目、医療費交付金につきましては、医療給付費、医療費支給費、高額医療費の合算額に一定率を乗じて交付

されるもので、前年度比で3億8,557万7,000円減の3,962万7,000円を計上しています。

また、第2目、審査支払手数料交付金につきましては、受診件数の推計により、前年度比231万1,000円減の20万9,000円を計上しております。

次に、318ページの第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、医療費国庫負担金につきましては、支払基金交付金と同様に、医療給付費、医療費支給費、高額医療費の合算額に一定率を乗じて負担するもので、前年度比で2億3,505万1,000円減の2,492万9,000円を計上しております。

次に、319ページの第3款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、医療費道負担金につきましては、国庫負担金同様、一定率を乗じて負担するもので、前年度比で5,880万1,000円減の623万3,000円を計上しております。

次に、320ページの第4款、繰入金、第1項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金につきましては、町の費用負担も減るため、前年度比5,881万円減の628万8,000円を計上いたしております。

323ページに飛びまして、第6款、諸収入、第2項、雑入、第2目、返納金につきましては、111万円を計上していますが、医療機関の不当請求にかかる返納金を計上いたしております。

次に、歳出について、説明させていただきます。324ページでございます。

第1款、医療諸費、第1項、第1目、医療給付費につきましては、3月診療分に係る医療費と診療件数を推計しまして、前年度比7億916万2,000円減の7,457万6,000円を計上しております。

次に、第2目、医療費支給費につきましては、医療給付費と同様に3月診療分の推計から、前年度比479万3,000円減の46万3,000円を計上しております。

第3目、高額医療費につきましては、老人保健法に定める上限額を超えた医療費を支払った場合は、高額医療費として支払われるもので、前年度比2,609万9,000円減の314万5,000円を計上しております。

次に、第4目、審査支払手数料につきましては、支払基金及び国保連合会に対して、医療費給付費支払手数料として、前年度比234万6,000円減の21万4,000円を計上しております。

以上が、平成20年度訓子府町老人保健特別会計の予算について提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお申し上げます。

引き続き、特別会計予算書の327ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、別冊の予算案の説明資料も含めてご説明させていただきます。

訓子府町後期高齢者医療特別会計につきましては、健康保健法等の一部を改正する法律により、従来の「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、新しい医療制度として「後期高齢者医療制度」が創設されたことに伴いまして、平成20年度から新たに特別会計として設けられたものであります。

予算書に入ります前に、別冊の「各会計予算案の説明資料」の3ページをお開き願いたいと思います。

その下段に、後期高齢者医療会計の予算編成にあたっての基本的な考え方について記載しております。

まず、歳入でありますけれど、後期高齢者医療制度では、すべての被保険者が保険料を納めることから、保険料を計上したほか、低所得者の保険料軽減分等の一般会計からの繰入金を計上しております。

また、歳出であります。所要の事務費のほか、収納した保険料を運営する後期高齢者医療広域連合に支出するため、後期高齢者医療広域連合納付金を計上しております。

この資料の36ページから38ページにわたり、後期高齢者医療特別会計の概要を記載しておりますが、この資料の内容につきましては、説明は省略させていただきます。

それでは、予算書の327ページに戻りまして、内容をご説明申し上げます。

議案第10号 平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算の第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ6,390万円と定めるものであります。

328ページから330ページにつきましては、款項ごとに、それぞれ額を記載しておりますのでご覧いただくこととしまして、その内容につきましては、333ページ以下の事項別明細書によって、その特徴的なものについて説明させていただきます。

はじめに、333ページの歳入から説明させていただきます。

それでは、予算書333ページの第1款、後期高齢者医療保険料であります。北海道後期高齢者医療広域連合が定めた保険料額に基づき算定しており、保険料算定基礎を均等割額43,143円、所得割率を9.63%としております。

第1目、特別徴収保険料は被保険者総数を922人、保険料額を4,547万6,000円、第2目、普通徴収保険料は被保険者総数を39人、保険料額を183万8,000円、後期高齢者医療保険料の総額を4,731万4,000円と見込んでおります。

次に、334ページ第2款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分として、道と町の負担分を合わせて1,135万6,000円を計上しております。

第2目、事務費繰入金につきましては、広域連合納付金と所要事務経費の522万7,000円を計上しております。

次に、335ページから337ページまでの第3款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上しております。

次に、歳出について、説明させていただきます。338ページをお開きください。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費につきましては、後期高齢者医療一般事務に要する経費として193万9,000円を計上しております。

次に、339ページの第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書等の印刷費、郵便料を主として31万円を計上しております。

次に、340ページの第2款、第1項、第1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、収納した保険料を運営する広域連合に支出するための保険料分と低所得者の保険料軽減の保険基盤安定分を合わせて、保険料等納付金として5,867万円を計上しております。

また、広域連合の共通経費の市町村負担分として、事務費納付金298万を計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の総額6,165万円を計上しております。

次に、340ページの第3款、諸支出金は、一般会計への繰出金として、預金利子相当分を計上しております。

以上が、平成20年度訓子府町後期高齢者医療特別会計の主な内容について、ご説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案第11号 平成20年度訓子府町介護保険特別会計予算について、提案説明をさせていただきます。

別冊の各会計予算案の説明資料4ページでございますけれども、予算の概要を記載しており、9ページで基金の保有状況は平成20年度末で3,499万1,000円の見込みとなっております。

訓子府町各会計予算書の342ページをお開きいただきたいと思います。

第1条で、歳入歳出それぞれ、予算の総額を4億3,540万円と定めるものであります。

第2条では、一時借入金の借り入れ最高額を3,000万円とするものであります。

次に、343ページから348ページにつきましては、款項ごとにそれぞれの額を記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。その内容につきましては、350ページ以下の事項別明細書によって説明をさせていただきます。

350ページでございます。

まず、第1款、保険料であります。平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画によりまして、基準保険料を月額3,500円、年額で42,000円として算定しております。

第1目、第1号被保険者保険料のうち、特別徴収保険料は被保険者総数を1,595人、保険料額を6,224万円、普通徴収保険料は被保険者総数を204人、保険料額を77万4,000円、普通徴収保険料滞納繰越分を15万円、介護保険料の総額を7,016万4,000円と見込んでおります。

次に、351ページの第2款、分担金及び負担金、第1項第1目、介護予防負担金につきましては、昨年度から実施しております「通所型介護予防事業」に係る利用者負担金として89万2,000円を見込んでおります。

次に、352ページの第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金につきましては、現年度分としまして保険給付費に対する国のそれぞれの負担割合を乗じた6,862万7,000円を計上しております。

次に、353ページの第2項、国庫補助金のうち、第1目、調整交付金につきましては、財政力格差調整のための交付金であります。過去の実績から保険給付費の7.15%、2,886万8,000円を計上、第2目、地域支援事業交付金のうち、介護予防事業費に対して、25%、212万8,000円を計上、第3目、包括的支援事業・任意事業分につきましても、事業費に対し40.5%、172万4,000円を計上しております。地域支援事業の内容につきましては、後ほど歳出でご説明申し上げます。

次に、354ページの第4款、支払基金交付金、第1項、第1目、介護給付費交付金につきましては、現年度分としまして保険給付費の31%、1億2,516万3,000円を計上、第2目の地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防事業に要する経費の

31%、263万9,000円を計上しております。

次に、355ページの第5款、道支出金、第1項、道負担金、第1目、介護給付費負担金は、保険給付費に対してそれぞれ道の負担割合を乗じた6,259万2,000円を計上、356ページの第2項、道補助金、第1目、第2目、地域支援事業交付金は、介護予防事業の12.5%、106万4,000円、包括的支援事業・任意事業分は事業費の20.25%、86万2,000円をそれぞれ計上しております。

357ページの第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利子として9万2,000円を計上しております。

358ページの第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護保険特別会計の収支の不足分73万2,000円を基金から繰り入れするものであります。

次に、359ページの第2項、他会計繰入金、第1目、一般会計繰入金のうち、介護給付費繰入金は保険給付費の町負担分12.5%、5,047万円、地域支援事業繰入金は、介護予防事業分が12.5%、106万5,000円、包括的支援事業・任意事業分は20.25%、86万3,000円をそれぞれ町負担分として繰り入れするものであります。

その他、一般会計繰入金は特別会計を運営するための事務費等に要する経費として1,743万8,000円を繰り入れするものです。

360ページから363ページまでの第8款、繰越金、第9款、諸収入につきましては、それぞれの項目を科目計上しております。

次に、歳出について説明をさせていただきます。364ページをお開きください。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費であります。介護保険一般事務に要する経費として146万3,000円を計上するものであります。

次に、365ページの第2項、徴収費、第1目、賦課徴収費につきましては、納付書や督促状の印刷費、郵便料を主として34万6,000円を計上しております。

366ページは北見市、置戸町と共同設置しております介護認定審査会経費として261万4,000円、介護認定調査に要する経費としまして258万8,000円を計上、367ページは、介護保険制度のPRを図るための経費としまして、趣旨普及費50万6,000円を計上しております。

次に、368ページは計画策定委員会費であります。平成21年度からの第4期介護保険計画を平成20年度で策定するための所要の経費21万6,000円を計上しております。

369ページは、第2款、保険給付費、第1項、第1目、居宅介護サービス給付費ですが、居宅要介護被保険者の居宅サービスに係る給付で、8,034万9,000円、第3目、地域密着型介護サービス給付費は、介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするもので、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム利用に対する給付に2,959万7,000円、第5目、施設介護サービス給付費は、施設サービスに係る給付としまして2億1,685万9,000円を計上、第7目、居宅介護福祉用具購入費として76万5,000円、第8目、居宅介護住宅改修費として225万円、第9目、居宅介護サービス計画給付費として1,146万5,000円を計上しております。

次に、370ページの第2項、介護予防サービス等諸費につきましては、介護保険法の

改正により平成18年度から実施されている事業でございますが、要支援1、要支援2に対する新予防給付に要する経費を計上してございます。

第1目、介護予防サービス給付費は居宅の要支援者に対する給付で、介護予防通所介護や訪問介護などの利用に対する給付に2,581万1,000円、第3目、地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護に対する給付に149万7,000円を計上、第5目、介護予防福祉用具購入費に45万9,000円、第6目、介護予防住宅改修費に129万6,000円、第7目、介護予防計画給付事業、ケアプランの作成給付に289万円をそれぞれ計上してございます。

次に、371ページ、第3項、その他諸費、第1目、審査支払手数料は、介護給付費請求に係る審査支払にかかる手数料として39万円を計上してございます。

次に、372ページ、第4項、高額介護サービス等費、第1目、高額介護サービス費は、要介護被保険者の介護サービス自己負担額が一定額を超えた場合に給付するもので793万8,000円、第2目、高額介護予防サービス費は、要支援者に対する高額給付費で7万6,000円を計上しております。

373ページ、第5項、第1目、特定入所者介護サービス費は、施設入所者への食費、居住費の補足的給付として2,203万4,000円計上、第3目、特定入所者介護予防サービス費は要支援者の短期入所サービス利用者に対する食費、滞在費の補足的給付として7万2,000円を計上しております。

次に、374ページ、第3款、財政安定化基金拠出金につきましては、保険財政の安定化に必要な費用に充てるため北海道が設置する基金に対する拠出金で、保険給付費の0.1%の39万3,000円を拠出するものであります。

次に、375ページの第4款、地域支援事業費、第1項、介護予防事業費、第1目、介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、介護が必要となる可能性の高い特定高齢者を把握するとともに、通所による介護予防事業に参加することが困難な高齢者を対象に、訪問による相談や指導を実施する経費を計上してございます。

第2目、介護予防一般高齢者施策事業費は、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発を行うほか、ボランティアなどの人材育成を行い、基本的な見守りや手助けの方法を普及させるための経費や「通所型介護予防事業」として業務委託する経費を計上してございます。

次に、376ページの第2項、包括的支援事業・任意事業費は特定高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を図るため、介護予防事業のケアマネジメントを行う事業に要する経費を計上しておりますが、28節、一般会計繰出金339万1,000円につきましては、地域包括支援センター職員人件費分として、一般会計に繰り出しをするものであります。

第2目、権利擁護事業費につきましては、高齢者に対する虐待の早期発見、防止など権利擁護の支援を行う経費を計上してございます。

第3目、包括的・継続的ケアマネジメント事業につきましては、主治医、ケアマネージャー、地域の関係機関との連携を通じて、ケアマネジメントの後方支援を行うものであります。

第4目、任意事業費につきましては、認知症高齢者見守り事業として、「はいかい高齢者

早期発見システム」の運用を図る経費、家族介護用品購入費に対する助成費用、認知症高齢者等に対する成年後見制度利用に係る経費を計上しております。

次に、377ページの第3項、第1目、運営協議会費は、地域包括支援センターの運営協議会に要する経費を計上してございます。

378ページの第5款、基金積立金につきましては、介護給付費準備基金利息相当額を予算に計上して基金に積み立てるものであります。

379ページの第6款、公債費は資金繰りのための一時借入金利子を計上しております。

380ページ以降の第6款、諸支出金につきましては、第1号被保険者の過年度分還付金など、所要の経費を計上しております。

以上、平成20年度介護保険特別会計の予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 若干早いですけれども、ここで昼食のため、休憩いたしたいと思っております。午後1時からご参集願います。

休憩 午前11時35分

再開 午後 1時00分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたしたいと思っております。

議案第12号 平成20年度の下水道会計から入ってまいりたいと思っております。

建設課長。

建設課長（竹村治実君） 議案書384ページをお開きください。

議案第12号 平成20年度訓子府町下水道事業特別会計予算について、提案説明をさせていただきます。

議案書の説明前に、別冊の各会計予算案の説明資料4ページをお開きください。下水道事業会計の概要を説明いたします。

歳入では、分担金は、推計される本年度受益者分を計上。使用料は、本年度使用者の見込みも含め計上。繰入金は、歳入歳出の差し引き不足額に係る一般会計繰入金を計上。町債は、農業集落排水施設整備事業及び個別排水処理施設整備事業の実施に伴う過疎債、下水道債を計上しております。

歳出では、農業集落排水事業については、道道の改良工事に伴う公共樹移設工事及び農業集落排水未整備地区の工事費、施設の維持管理経費を計上。個別排水事業については、合併浄化槽の設置に要する工事費等を計上したほか、水洗トイレ改造・設置等に係る補助金等を計上。このほか、事務費、起債の元利償還金について、それぞれ所要額を計上しております。

議案書の384ページに戻りまして、まず、第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ前年対比2,520万円減の2億1,660万円と定めるもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては385ページから388ページまでの第1表、歳入歳出予算によりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、384ページに戻りまして、第2条、債務負担行為、第3条、地方債につきましては、後ほど説明させていただきます。

第4条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を前年度同額の2億円と定めるものであります。

次に、389ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。水洗便所改造等資金貸付利息等、負担金及び損失補償の個別排水では、平成20年度から平成25年度までの期間とし、負担金の限度額は1,300万円とし、以下記載のとおり定めようとするものであります。

次に、390ページの第3表、地方債であります。農業集落排水整備事業の限度額を180万円とし、個別排水処理施設整備事業の限度額を3,870万円として、いずれも借入証書で年利5.0%以内、償還の方法は記載のとおり定めようとするものであります。

次に、391ページにつきましては、事項別明細書の総括であります。計上総額、款別の増減、を記載しておりますが、内容等につきましては、392ページ以降の予算書で説明させていただきますので、説明は省略させていただきます。

それでは、392ページの歳入から説明させていただきます。

第1款の分担金及び負担金であります。農業集落排水事業分担金につきましては、平成20年度新規賦課分のみとして、前年度と同額の50万円を計上しております。滞納繰越分は科目計上でございます。

また、個別排水処理施設整備事業分担金につきましては、20戸の新規整備を予定し、100万円を計上しております。

次に、393ページの第2款、使用料及び手数料であります。農業集落排水施設使用料につきましては4,879万1,000円を計上しております。滞納繰越分は科目計上であります。

また、個別排水処理施設使用料につきましては、今年度新規設置数分を見込んだ41万3,000円増の951万5,000円を計上しております。

394ページの手数料につきましては、総務手数料の閲覧交付手数料は1千円を計上し、農業集落排水手数料及び個別排水手数料の設備検査手数料につきましては、いずれも新規戸数を見込んだ予算を計上しております。

395ページの一般会計繰入金につきましては、従来と同様、歳出総額から分担金、使用料、町債等の自主財源、特定財源を差引き、その不足額を一般会計から繰入するものであり、前年対比で1,544万3,000円減の1億1,040万5,000円の計上であります。

次に、396ページの第4款、繰越金、397ページの第5款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料、398ページ第2項預金利子につきましては、いずれも科目計上でございます。

次に、399ページ水洗便所改造等貸付金元利収入につきましては、金融機関に預ける預託金500万円とその利子1万7,000円の計上であります。

次に、400ページの雑入につきましては、納付金の雇用保険料個人負担金として、短期事務補助員1名分でございます。

また、雑入の保証料還付金及び消費税還付金は科目計上でございます。移設補償費80万1,000円につきましては、道道北見置戸線(日出工区)の支障物件移設補償費として、マンホール等の移設補償費を計上しております。

次に、401ページの第6款町債であります。農業集落排水整備事業債につきましては、農業集落排水事業処理区域内で、未整備地区下水道整備工事に伴います起債対象額の100%充当を見込み、180万円を計上しております。

また、個別排水処理施設整備事業債につきましては、個別排水処理施設整備事業に伴います起債対象額の100%充当を見込み、前年度対比1,180万円減の3,870万円を計上しております。

次に、402ページからは歳出であります。

まず、第1款総務費の総務管理費であります。前年度対比899万円減の340万3,000円の計上であります。一般管理経費、第1節、報酬の上下水道事業経営審議会委員に対する報酬につきましては、審議会を年2回開催分計上し、27節、公課費の消費税納付金につきましては、平成19年度決算納付額と平成20年度中間納付額の144万5,000円を計上しております。

また、水道事業会計繰出の28節、繰出金につきましては、本年度から水道事業会計と兼務職員に係る人件費を一般会計から直接、水道会計に補助することに改めたことにより、下水道使用料徴収検針経費のみの184万3,000円の計上であります。

次に、403ページ、下水道管理費の農業集落排水管理費であります。前年度対比で、243万7,000円減の5,660万4,000円の計上ありますが、11節の需用費から14節の使用料及び賃借料までにつきましては、訓子府、末広、日出処理施設の管理費でございます。

11節の需用費の修繕料が前年度対比170万2,000円減の980万円の計上ありますが、昨年度に続き緊急を要するものを始め、各処理場機器の計画的な修理、補修を進めてまいります。

22節の補償、補填及び賠償金の公共柵設置補償金は、公共柵を2件の方が1個の公共柵を使用しているもので、平成19年度末の残が5戸であり、その内1戸分の15万5,000円を計上しております。

次に、個別排水管理費につきましては、昨年度対比で43万7,000円減の1,817万7,000円の計上ありますが、12節、役務費の手数料は、浄化槽の法定検査費用として、11万2,000円増の138万7,000円を計上し、13節、委託料、浄化槽保守点検業務委託料の58万7,000円増の1,079万4,000円を計上しておりますが、いずれも本年度設置予定も含めての計上でありますので、増額になっております。

21節の貸付金につきましては、設置者に対する資金貸付の金融機関への預託金であり、本年度は500万円を計上しております。

次に、405ページの第2款、下水道事業費の農業集落排水事業費であります。工事請負費で260万2,000円を計上しております。これにつきましては、道道北見置戸線交通安全工事支障物件移設工事として、公共柵移設等で80万1,000円、また、未整備地区下水道整備工事として、180万1,000円を計上しております。

個別排水処理施設整備事業費であります。前年度比1,586万4,000円減の4,852万3,000円の計上であります。

4節の共済費から12節の役務費までは、経常経費でありますので説明は省略させてい

ただきますが、13節の委託料、実施測量設計業務は20戸の浄化槽設置で計上、地質試験業務につきましては、浸透可能な地質であるかを試験するための委託料であり、20戸の内、2戸分を計上しております。

15節の工事請負費につきましても、本年度20戸の設置工事分として4,325万8,000円を計上しております。

次に、406ページ第3款、公債費であります。下水道事業を開始した昭和63年度から平成19年度までの19年間の借入残額9億3,088万4,000円に対する長期債元金及び利子の計上であります。

また、一時借入金、借入限度額を1億円と定めておりますので、それに伴います利子の計上であります。

407ページの第4款、予備費につきましては、前年同額の20万円を計上しています。

次に、408ページは債務負担行為の調書でありますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

次に、409ページにつきましては、地方債の調書であり、平成20年度末における元金残高は、右側の一番下に記載のとおり9億1,659万6,000円となる見込みであります。

次の410ページは特別職の給与費明細書を、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

以上、平成20年度訓子府町下水道事業特別会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 水道課長。

水道課長（竹村治実君） 続きまして、議案書411ページをお開きください。

議案第13号 平成20年度訓子府町下水道事業会計予算について、提案説明をさせていただきます。

まず、第2条の業務の予定量であります。給水件数につきましては前年度と同じの2,180件、年間総給水量は、68万9,000?、一日平均給水量は、1,887?としております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収入につきましては、第1款の水道事業収益で営業収益及び営業外収益合わせて、1億8,306万8,000円の計上であります。

支出につきましては、第1款の水道事業費で営業費用、営業外費用、予備費を合わせて1億9,666万3,000円の計上であります。収支を差し引きますと1,359万5,000円が不足となり赤字予算となりますが、現金の支出を伴わない、減価償却費、資産減耗費、開発費償却を差し引きますと逆に5,262万円ほど収入が上回り、現金の支出だけを見た場合には黒字予算となるものであります。

次に、第4条では資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めるものであります。収入額が支出額に対して不足する額8,247万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

まず収入であります。第1款の資本的収入につきましては1,331万8,000円であり、他会計補助金を計上しております。

また、支出につきましては、第1款の資本的支出で9,579万1,000円であり、その内訳は建設改良費で716万3,000円、企業債償還金8,862万8,000円であります。なお、第3条の収益的収支及び第4条の資本的収支の計上内容につきましては、後ほど415ページ以降で説明をさせていただきます。

次に、第5条の一時借入金の限度額につきましては、1億円と定めるもので、前年度と同額の計上であります。

次に、第6条の職員給与費2,805万1,000円につきましては、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものと定めるものであります。

次の第7条につきましては、一般会計などから、この会計に補助を受ける金額を3,806万4,000円と定めるもので、内容につきましては後ほど説明させていただきます。

第8条のたな卸資産につきましては、メーター器の購入限度額を807万円と定めるものであります。

次に、413ページと414ページにつきましては、一般会計の書式に準じて作成しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、415ページの平成20年度訓子府町水道事業会計予算実施計画説明書ですが、これは一般会計の事項別明細書にあたるものであり、順次説明をさせていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入であります。第1款、水道事業収益の総額は1億8,306万8,000円であり、その内訳につきましては、給水収益の水道料金では前年度対比300万円減の1億5,620万円を計上しております。

その他営業収益は194万4,000円で、設計審査手数料24万4,000円の計上。負担金につきましては、消防庁舎消火栓更新工事と消防施設等修繕に伴う負担金70万円を計上。補償金につきましては、配水管移設工事補償金として100万円を計上しております。

次に、営業外収益の受取利息につきましては、定期預金と普通預金の預金利息として17万4,000円を計上しております。

他会計補助金につきましては、2,474万6,000円の計上ですが、一般会計からは、従来からの叶橋添架起債利息、大谷浄水場起債利息、ポケットパーク配水池起債利息及び大谷水源施設起債利息を計上しております。また、事務職員人件費につきましては、職員3名分と事務員1名分の計上であります。下水道会計補助金につきましては、本年度から下水道会計との兼務職員を一般会計から補助することにしたため、下水道会計補助金は使用料収納経費を計上しております。

雑収益の不用品売却収益、その他雑収益及び還付金につきましては、科目計上ではありません。

次に、416ページの収益的支出であります。第1款の水道事業費につきましては、総額で1億9,666万3,000円の計上であります。前年度対比で1,183万7,000円の減額となっております。営業費用の原水及び浄水費につきましては、通常の維持管理経費のみの予算であり、昨年度の使用実績により、手数料の水質検査手数料として、前年度対比36万5,000円増の626万5,000円を計上。動力費の電気料と

して、前年度対比72万6,000円増の642万1,000円及び薬品費として、前年度対比12万2,000円減の178万5,000円を計上し、全体で2,024万4,000円の予算計上であります。

次の配水及び給水費につきましては3,797万5,000円の計上であります。前年度対比で658万6,000円の増額となっておりますが、通常の維持管理費のほか、修繕費では前年度対比183万円減の763万4,000円の計上。工事請負費は、前年度対比1,191万円増の1,741万円の計上であります。その内「ろ材交換工事」として、平成15年度に供用を開始しました、清住浄水場のイオン樹脂交換1,081万円を計上しております。なお、内訳は後ほど別冊の予算案の説明資料をご覧くださいと思います。

次の417ページの総係費につきましては4,302万5,000円の計上で、前年度対比779万6,000円の減額であります。水道事業の経営健全化計画により、水道会計から支給をしていた職員人件費1名を、一般会計からの支給としたことによる、1名分の人件費の減に伴いまして、給料では460万3,000円減の1,413万8,000円を計上、手当で207万5,000円、減の729万円を計上。福利費では、181万2,000円減の662万3,000円を計上しております。また、修繕費では前年度対比85万2,000円増の118万5,000円を計上しておりますが、これは、水道施設集中監視システムの無停電電源装置バッテリー交換費63万円を計上しているものであります。

次に、418ページの減価償却費であります。建物から鹿ノ子ダム使用権までの総額6,413万4,000円が本年度の償却分であります。また資産減耗費につきましても、除却対象分の総額23万4,000円ですが、いずれも現金支払いの伴わない企業会計特有の予算であります。

次に、営業外費用の支払利息につきましては、企業債利息が2,378万6,000円の計上、一時借入金利息は37万円の計上であります。繰延勘定償却費は、前年度対比418万円減の184万7,000円を計上しておりますが、長期に使用する計画作成等に伴う費用を5年間で償却するものであります。先程の減価償却費と同様、現金の支出を伴わない予算の計上であります。

雑支出につきましては、前年度同額の20万円の計上であります。

次の予備費につきましても、前年度同額の30万円を計上しております。

次に、419ページの資本的収入及び支出であります。第1款の資本的収入の他会計補助金の1,331万8,000円につきましては、叶橋添架起債償還元金67万3千円、大谷浄水場起債償還元金1,059万1,000円、ポケットパーク配水池起債償還元金185万9千円、大谷水源施設起債償還元金19万5,000円を一般会計からの補助金として計上しております。

次に、420ページの第1款資本的支出の施設整備費につきましては、緊急的に整備を必要する場合に備えて、配水管延長連絡等整備工事として600万円を計上しております。

次の固定資産購入費116万3千円につきましては、量水器設備費としてメーター器17台の購入、メーターボックス22台の計上でございます。

次の企業債償還元金につきましては、前年度対比2,721万6千円増の8,862万8,

000円を計上しております。この中には、企業債元金の高金利の繰上げ償還として、3,074万4,000円を計上しております。

次に、予算書の421ページの資金計画につきましては、収益的収支、資本的収支のうち、現金収支及び資金計画でありますので、後ほどご覧いただくことにしまして説明は省略させていただきます。

次の422ページから423ページの給与明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、後ほどご覧いただくことにしまして、説明は省略させていただきます。

次に、424ページと425ページは、平成20年度の予定貸借対照表であります。この表につきましても予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の426ページと427ページにつきましても、平成19年度末の予定貸借対照表であります。この表につきましても、予算の計上、執行に直接関係しませんので、説明は省略させていただきます。

次の428ページにつきましては、平成20年1月末時点におきます収益的収支の決算見込みから、税抜きをした予定損益計算書であります。後ほどご覧いただくこととしまして説明を省略させていただきます。

以上、平成20年度訓子府町水道事業会計の予算について、その提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第14号、議案第15号、
議案第16号、議案第24号、議案第25号

議長（橋本憲治君） 議案に戻りますので、ちょっと皆さん準備をしていただきたいと思います。議案題18号からスタートします。

次に、日程第22、議案第18号、日程第23、議案第19号、日程第24、議案第20号、日程第25、議案第14号、日程第26、議案第15号、日程第27、議案第16号、日程第28、議案第24号、日程第29、議案第25号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（佐藤明美君） 議案書の66ページをお開き願いたいと思います

議案第18号から89ページの第20号までは関連する条例案ですので、3本続けて私のほうで説明させていただきます。

議案第18号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記以下につきましては、別紙により説明したいと思います。

67ページから71ページにつきましては、改正条文ですので、今日は引用条文が多いものですから非常にわかりにくいので、72ページから79ページまでの新旧対照表で内容の概要を説明したいと思います。

まず、72ページの新旧対照表をお開き願いたいと思います。

新旧対照表の説明の前に、この条例改正にあたり、育児短時間勤務制度の概要を説明させていただきます。

この制度は、国が推進する少子化対策の一環として、最初に国家公務員に育児のための短時間勤務制度が導入されたことに伴いまして、地方公務員についても国との均衡を考えて、制度化されたというものでございます。

この条例の一部改正につきましては、昨年8月1日から施行された「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」の改正に伴い、職員の育児のための短時間勤務制度を導入するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

この制度に概要につきましては、自分の子どもを小学校就学の始期に達するまでの期間、自分の子を養育するため、常時勤務の身分を変更しないで、一定の勤務形態により、職員が希望する日又は時間帯において勤務できる制度のことを言います。

なお、この制度を利用する職員については、通常の1日勤務より短い期間、若しくは時間での勤務になりますので、その少なくなった部分を育児休業法第18条の規定により、その承認期間中のみ任期付きの短時間勤務職員として採用できることになっているということになっています。

そして、その要件でございますけれども、自分の子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間、子供を養育する職員であれば男女を問わず取ることができる規定でございます。

勤務形態でございますけれども、1つ目が1日当たり4時間、週に換算すると20時間、2つ目が1日当たり5時間、週に換算すると25時間、3つ目が週3日で、週に換算すると24時間、4つ目が週2日半、週に換算すると20時間などとなっております。なお、などにつきましては、通常の勤務形態と違う場合がございますので、そういうことの考慮もされているものでございます。

この制度を適用するためには承認が必要であり、その承認も1ヵ月以上1年未満の期間で取れるということでございます。現在の育児休業は、養育しようとする子について原則1回を想定しているのに対しまして、この短時間という制度の部分は期間の延長も認められているということになってございます。

また、この制度の請求があった場合、特別なことがない限り承認しなければならないことになっているのが主な概要でございます。

それでは、72ページから新旧対照表にそって説明させていただきますけれども、新旧対照表は、右側が現行、左側が改正後になってございます。そして、アンダーライン部分が現行と改正後の変更の部分の突合する部分でございますので、ご覧いただきたいと思っております。それでは、順番に説明していきます。

第1条関係につきましては、育児休業法の改正に伴う引用条項で、該当者の職務に復帰した場合の給与及び退職手当の取扱いについて規定したものでございます。そして、前段に説明しましたように、育児短時間勤務の形態や承認要件、給料などについて規定したものでございます。

続いて、第2条関係につきましては、育児休業をすることができない職員に関する字句の訂正ということでご理解願いたいと思っております。

第3条関係につきましては、字句の訂正のほかに、再度育児休業ができる特別の事情を規定したもので、新しく2つの要件が追加されました。今回の制度改正につきましては、

原則として承認する期間が1ヵ月以上1年未満までとなっております。再度承認を受けるためには1年間の間隔を空ける必要があるというのが原則でございます。この条文ではその1年間の間隔の間に再承認できる理由を記述しているものでございます。

その1つは、第3号といたしまして、育児休業中の職員がケガや身体等の障害により相当の期間、子を養育できず育児休業を取り消された職員が養育できる状態に回復した場合を規定しております。

第4号につきましては、育児休業を終了した職員の配偶者が3ヵ月以上の期間にわたり、当該子を育児休業その他町長の認める方法により養育した場合を規定してございます。ただし、この場合は育児休業法上の計画書に添って認められるということになります。

続きまして、73ページをお開き願いたいと思います。

第5条関係につきましては、育児休業の承認の取消に係る条文の字句の訂正です。

第6条及び第7条につきましては、見出し訂正と条文の繰り上げということでございます。

第8条(改正前は第6条ですが)につきましては、「育児休業をした職員の職務復帰後における給料の調整」を規定しておりますが、ご覧の見出しと字句の訂正のほかに、条文改正の分がございまして。

その条文改正の内容につきましては、育児休業法の施行日である平成19年8月1日を分岐点としまして、それ以前については従来どおり休業期間を2分の1で計算、それ以降を100分の100以内で計算することを記述しているものでございます。

続きまして74ページになります。

第9条につきましては、新しく追加された条文でございまして、この制度に該当しない職員について記載されているものでございます。

第1号は、非常勤職員、第2号は、臨時職員、第3号は、育児休業法により採用された任期付きの職員、第4号は、職員の定年退職後引き続き勤務させる職員、第5号は、この制度に該当する職員の配偶者が育児休業法その他の法律により休業している職員、第6号は、この制度を利用する時間において、他に子どもを養育することができる親がいるときのことを言っております。この6項目を規定しています。

第10条につきましては、この条文も新しく加えられた条文でありまして、育児休業法の第10条第1項のただし書きに関する部分です。このただし書きは、この制度の期間が1ヵ月から1年以内を原則としていることを、先ほどご説明しましたけれども、再承認を受けるためには最初の期間の終了した日から1年を経過した要件が必要ですが、特別の場合は、1年を経過していなくても再度承認を受けることができるということを、先ほどお話ししたとおりでございます。この条文において、再度承認を受けることができる特別な理由を6項目により規定しているものでございます。

第1号が、職員が産前の休業をはじめ、又は出産した場合や別の子にこの制度を利用しようとしたことにより前回の承認が失効又は取り消しになった後、子どもの死亡及び養子縁組などにより別居することになった。こういう状態に仕方なくなったんで継続して取りますよといった意味でございまして、そのことを言っております。

第2号につきましては、この制度利用中に職員が休職や停職処分により承認の効力を失った後、今まで許可を受けたのがだめになった。承認の効力を失った後、休職及び停職の

期間が終了した場合。めずらしいケースですけれど、こういうときです。

第3号は、職員が承認後、疾病や身体障害などにより相当の期間子を養育できない状態になって、承認が取り消された後、養育できる状態に回復したというときでございます。

次に、75ページでございます。

第4号につきましては、内容の異なる勤務時間を承認しようとして、この承認が取り消されたとき。

第5号につきましては、この制度の承認期間が終了後、その配偶者が3ヵ月以上の期間、育児休業などで養育した事実があるとき。ただし、これは育児休業法上の計画書が必要であります。計画に則ってしてくださいということでございます。

第6号につきましては、配偶者の入院や別居など予測できなかった事実が生じ、養育に著しい支障がでたとき、その6つを特別の事情として規定している条文でございます。

第11条につきましても、新たに追加された条文ですが、この条文につきましては、冒頭の概要と第1条の最初のところでご説明しましたが、この制度利用の勤務形態で法律を引用した部分ですが、育児休業法の第10条第1項第5号につきましては、条例で明文化しなければならないということがございますので、ここで規定しているものでございます。

そして、この明文化の部分につきましては、通常の勤務形態にない職員、例えば先ほども言いましたけれども一般事務で時間帯が他と違う場合。例えば図書館や幼稚園ですとか時間帯がずれている場合などと言った土曜に勤務があるような部署についても、通常の勤務形態と同じように1週間換算で承認できるようにした。時間を同じように扱ってするというところでございます。

第12条につきましても、新たに追加された条文でございます。この制度の承認を取り消す場合の事由です。

第1号につきましては、この制度の承認を受けている職員の配偶者が養育できるようになった場合、次の76ページをご覧くださいと思いますけれども。

第2号につきましては、現在承認している子以外の子に対する承認をしようとする場合、小学校の就学まで対象者、子供が3人いたら、3人がてんてんとできる場合がありますので、重複させないためということでございます。

第3号は、現在承認している内容と異なる内容の承認をしようとする場合ということになってございます。

続きまして、第13条につきましても、新しく追加された条文になります。

この条文は、育児休業法の第17条による、「やむを得ない事情」を特定しているものですが、この育児休業法の第17条は、任期付き職員を救済するための条項でございます。

第1号は、制度を利用している職員の承認が途中で失効又は取り消されたときは、一時的に職員と任期付き任用職員が重複することになります。その一人多い状態を一般的に過員といたしますけれども、その過員が生じた場合のことを言ってございます。

第2号は、第1号同様任期到来前のため引き続き任用しておく必要があるものの、制度を利用した職員が職場復帰したとき、一時的な任用職員を配置する職がない場合、帰ってきて職がない場合のことを想定した条文でございます。

第14条につきましても、新たに追加された条文ですが、この条文はこの制度の承認及び終了時には書面で該当者に通知しなければならない。通知しなさいということの規定し

ているものでございます。

第15条につきましても、新たに追加された条文でございます。この制度を利用した職員の承認期間が延長になった場合について、一時的な任用職員のその期間延長の同意を得るということでございます。

続きまして、第16条、これは改正前は第7条になりますけれども、第16条につきましては、「部分休業をすることができない職員」についての規定です。この部分休業は育児休業法第19条第1項に規定されており、今回の育時短時間勤務制度が新たに導入されることに伴い、部分休業制度と重複しないよう規定したものでございます。法律改正による引用条項の改正と字句の訂正ということでご理解願いたいと思います。

第2号が、この育児短時間勤務制度を利用している職員を追加するというものでございます。

次、77ページをお開き下さい。

第17条になります。第17条は改正前は第8条の条文ですけれども、第17条につきましては、第2項で、部分休業の限度2時間から労働基準法第67条による育児時間を差し引いた時間内で部分休業を承認する旨を規定したものでございます。部分休業というのは、従前からありますので、2時間以内と決まっておりますので、そのことを言ってございます。

続きまして、第18条及び第19条。改正前は第9条及び第10条になりますけれども、これにつきましては、見出しの明文化と条の改正ということでご理解下さい。

第20条につきましても、新たに追加された条文で、育児短時間勤務職員の給与等の算定について、特例として「職員の給与に関する条例」を読み替えるとして規定したものでございます。

その内容ですが、「職員の給与に関する条例」第4条は職員の昇給に関する基準でございます。

第2項は、「決定する」の次の表にある右側の部分に読み替えるもので、内容は育児短時間勤務で勤務する時間数を通常的时间数で割った率を該当号俸にかけて給料を算出すると働いた時間を算出するという意味でございます。

第4項は、昇給の場合の給料を第2項と同様に算出するものです。

第9項及び第10項は、この制度の該当職員について、地方公務員法による定年退職者等の再任用の給料等の計算と同様の扱い方を、この制度を利用した職員に置き換えると言った部分でございます。

続きまして、表の一番下になりますけれども、第9条の3第2項第3号は、この制度を利用した職員の通勤手当について、規則で定める率を乗じて算出した額を支給するというものでございます。

続いて、右側の78ページに移りたいと思います。

第12条第1項については、この制度を利用した職員の時間外の計算について規定したものでございます。この制度を利用した職員が、時間外を行った場合、勤務する時間と時間外を行った時間の合計時間が8時間までは、本来の時間外手当の率ですけれども、100分の125を100分の100に、深夜の場合の150分の100を125分の100の率とすることを明示したものでございます。

第15条第4項につきましては、この制度を利用した職員に関する期末手当の基礎額である給料の月額に、先ほどご説明しました、第4条第2項で算出率のお話をしましたけれども、それを乗じて、期末手当を出すということでございます。

続いて、第15条第5項につきましては、期末手当の加算額の基礎額についても、今、ご説明しました算出率を乗じて算出するというものでございます。

続いて、第21条につきましても、新たに追加された条文で、先の第13条のところでご説明しましたとおり、この制度を利用していた職員の承認が失効した場合、やむを得ない事情の職員について、第20条の規定を準用することということを規定したものでございます。

続いて、第22条につきましても、新たに追加された条文で、任期付き職員の給与について、第20条でご説明しました内容と同様の取り扱いを規定したというものでございます。

議案書の71ページにお戻り願いたいと思いますけれども、この71ページの表の下の真ん中の附則の部分からになりますけれども、第1条では施行期日ですが、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

第2条につきましては、「育児休業法」の改正施行日である昨年8月1日を基準日として、職員が育児短時間勤務制度の承認期間が終了し復帰した日の前と後ろの給料の調整について明記したものです。

第2条第2項は、具体的な給料調整の換算率について明示したものでございます。その内容は、改正後の条例第8条で、先ほどご説明しました給料調整の換算率については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下、当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1」とするものでございます。これが育児休業に関する条例の今回の改正の全案でございます。

以上、議案第18号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 午後2時10分まで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

総務課長。

議案第19号、20号を引き続きお願いいたします。

総務課長（佐藤明美君） 休憩前に引き続きまして、議案第19号の提案説明をさせていただきます。80ページになります。これは休憩前の条文が主なもので、これに関連してかわるものですから、そんなに長くなりませんのでよろしくお願いしたいと思います。

議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする」ものでございます。

これは、「地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律」が、先ほど言いましたけれども、平成19年8月1日から施行されたことに伴い、「職員の育児休業等に関する条例」の改正と今回付随する「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正が必要になったというものでございます。

それでは、記以下ですけれども、81ページをご覧くださいと思います。

81ページから82ページまでは条例の改正分ですので、83ページからの新旧対照表で説明したいと思います。

まず、第2条の第2項につきましては、育児短時間勤務制度の改正により新しく追加された部分でございます。

ここでは、育児短時間勤務の制度を利用した職員についての1週間の勤務時間を規定しているものでございます。第1項にありますように、休憩時間を除き通常の勤務時間40時間となっていますけれども、育児短時間勤務職員については、4週を超えない期間につき1週間当たり32時間の範囲内で任命権者が定めることを規定するものでございます。

第3項、そして第4項84ページにわたりますが、この制度利用の職員に替わり任用した再任用該当の職員と任期付きの職員に対する勤務時間を明示したものです。再任用該当の職員は、4週を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間の範囲内で、任期付き職員については、32時間の範囲内で任命権者が定めることを規定したというものでございます。

第4項、第5項につきましては、追加されたことによる字句の訂正ということでご理解いただきたいと思います。

続いて、第3条ですけれども、週休日及び勤務時間の割り振りについて規定しているものです。育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りを規定しているものでございまして、

第1項は、週休日についてございまして、1つ目は、育児短時間勤務職員については、育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて月～金曜日までの5日間において、設けることとしております。

2つ目は、再任用短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員については、土・日曜日に加え月～金の5日間の間において、週休日を設けることを規定しているものでございます。これは休みを設けるということを規定しているものでございます。

第2項は、勤務時間について設けているものでございます。育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、育児短時間勤務の内容に従い、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るということでございます。

もう一つ目が、再任用短時間勤務職員と任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振ることというものでございます。

第4条第2項は、85ページにわたりますが、週休日・勤務時間の割り振りの別の定めについて規定しているものでございます。職務の特殊性に育児短時間勤務、任期付短時間勤務の規定を設け、別に週休日を設けることができるように規定しているものでございます。

4週間ごとの期間内での週休日を「一般職は8日、育児短時間勤務職員は8日以上で育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用と任期付短時間勤務職員については、8日

以上の週休日」と規定しているものでございます。

4週間ごとの期間につき8日以上 of 週休日を設けることが困難な場合は、休めない場合ですね。一般職については、「4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上 of 割合で設ける」とし、育児短時間勤務職員については、「4週間を超えない期間につき1週間以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日を設ける」とし、取れない場合 of 週休日をどこで設けるかということ をうたっているものでございます。再任用と任期付短時間勤務職員については、「4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上 of 割合で設ける」というものでございます。

第8条は、正規の勤務時間以外の時間における勤務について規定しているものですが、改正部分は86ページになります。

第1項の部分は、この制度を利用する者が「設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務などの公務に著しい支障が生ずると認められる場合」として規則で定める場合に限って、断続的な勤務をすることを命ずることができるというものでございます。

第2項は前段でお話しました、第1項以外の臨時又は緊急の必要がある時に、育児短時間勤務職員である場合は、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として、規則で定める場合に限り上記以外の勤務を命ずることができると。休んでいる職員の勤務を命ずる時はこういう特殊な例が必要ですよということを言っている部分でございます。

第13条では、年次有給休暇についての規定ですが、育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員を追加するというものでございます。

議案書の82ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は平成20年4月1日から施行するということでございます。

以上、議案第19号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続けて説明させていただきます。議案第20号、議案書の87ページになります。

議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとする」ものであります。

改正の概要としましては、今までご説明してきました育児休業法の改正に伴う、町の関連条例として、「職員の給与に関する条例」の一部改正が必要となったものでございます。「育児短時間勤務職員等の通勤手当支給額の割合についての規定及び期末手当の支給対象外職員のうち「育児休業職員」を「育児短時間勤務職員」とし、育児休業条例に定める支給対象職員（基準日前6ヵ月に勤務実態のある職員）以外の職員を支給対象外職員とすることを規定しているものでございます。また、育児短時間勤務職員の期末手当の基準日以前の在職期間算出率について、規定するものでございます。期末手当は6ヵ月間の算定基準でございますけれども、そのことの言っている部分でございます。

それでは、記以下につきまして説明させていただきます。

88ページは、改正条文でございますので、89ページの新旧対照表で説明いたします。

まず、第9条の3第2項第3号につきましては、職員の通勤手当に関する部分でござい

ます。この通勤手当について、育児短時間勤務職員にも適用させるための条文でございます。

第15条は、期末手当に関する部分でございます。

第1項、第5号につきましても、非常勤職員を除いた育児短時間勤務職員に適用させるものでございます。

第6項につきましては、期末手当の基準日前6ヵ月内における第2項の各号に示す期間から、除く期間を明示しています。

除くべき期間は、「職員の育児休業等に関する条例」の第20条のところでご説明しました算出率に、この期間に乗じた額を育児短時間勤務の期間から控除した期間の2分の1とすることを新たに加えたものでございます。

88ページに戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第20号の提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます

議長（橋本憲治君） 福祉保健課業務監。

福祉保健課業務監（林 秀貴君） 議案書の53ページをお開きください。

議案第14号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律により、従来の老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、新たに後期高齢者医療制度が創設されました。

後期高齢者医療制度の運営は、北海道の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合が行いますが、町においてもその事務の一部を担うことになり、法令及び北海道後期高齢者医療広域連合の条例に規定されている事務以外の保険料の額の通知や各種申請の受け付け事務、その他保険料の徴収に関する事項などについて、町の条例を新たに制定するものであります。

それでは、記以下であります。54ページをお開き願います。条例の内容についてご説明させていただきます。

まず、第1条では、条例の趣旨を定めております。

第2条では、町において行う事務を保険料の徴収、政令並びに省令に規定されている事務及び各号に規定された事務とすることを定めております。

第3条では、町が保険料を徴収すべき被保険者を、本町に住所を有する被保険者及び本町から事情により、道外の病院等の施設に入院などのため住所を移した被保険者、いわゆる住所地特例の適用を受ける被保険者と定めております。

54ページから55ページにわたり、第4条では、普通徴収に係る納期並びに被保険者等の納期の通知及び納期ごとの分割金額の端数の取り扱いについて定めております。

納期については、介護保険料と同様の6期とすることとしております。

介護保険料は第1期を6月としておりますが、後期高齢者医療保険料では賦課事務の関係から第1期を7月からすることとしております。

第5条では、被保険者が納期限までに保険料を完納しない場合の督促について規定しております。

第6条では、延滞金の計算方法などを定めております。

第3項では、町長は特別な理由があると認めるときは、延滞金を減免することができることとしております。

56ページの第7条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めることとしております。

第8条から第10条については、法の規定するところにより被保険者等に対する罰則について定めております。

次に、附則の第1条では、この条例の施行日を平成20年4月1日としております。

附則の第2条では、平成20年度における被扶養者であった被保険者の普通徴収における納期を定めております。これは、社会保険などの被扶養者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した者に対し、平成20年4月から9月までの半年間保険料が賦課されないため、平成20年10月以降に普通徴収の納期を定めております。

附則の第3条では、当分の間、延滞金に係る年7.3%の割合については、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、その年中においては、当該特例基準割合とすることを規定しております。

以上、訓子府町後期高齢者医療に関する条例の制定について、説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 議案書の58ページをお開き願います。

議案第15号 訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成16年条例第16号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

記以下に改正条例案を記載しておりますが、59ページの新旧対照表によりご説明いたします。

第2条につきましては、用語の定義を定めておりますが、ここに新たに第5号を加えまして、規則で定める「一部負担金」について、条例で定義付けしようとするものであります。

次に、現行の第5号を第6号として、「基本利用料」の定義の根拠となる法令が平成18年6月に成立した「健康保険法の一部を改正する法律」によりまして、従来の「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称が改められまして、この4月から施行されることに伴い改正をするものであります。

以下は、条文の改正はなく、号番号を1号ずつ繰り下げるものであります。

58ページに戻りまして附則でございますけれども、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、議案書の60ページをお開きいただきたいと思います。

議案第16号 訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

訓子府町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成16年条例第17号）の一部を改正する条例を制定しようとするものであります。

61ページに改正条例案を記載しておりますが、62ページの以降の新旧対照表によりご説明いたします。

第2条につきましては、用語の定義を定めておりますが、第3項の「医療保険各法」の定義に平成18年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」によりまして、従来の「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称が改められるとともに、独立した後期高齢者の医療保険制度となりまして、この4月から施行されることに伴い、第7号として、新たに加えるものであります。

次に、第4項では、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、第3項の中の「医療保険各法」としてくくられたことから、「老人保健法」にかかる規定を削除するものであります。

第5項では、規則で定める「一部負担金」について、新たに加えて、条例で定義付けしようとするものであります。

以下、項番号を1項ずつ繰り下げ、改正案第6項では「基本利用料」の根拠法令が「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に名称が改められたことによる文言の整理であります。

第3条第3号の改正及び第7条の改正につきましても、それぞれ「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められたことによる文言の整理であります。

61ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、訓子府町重度身体障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（橋本憲治君） 町民課長。

町民課長（中山信也君） 続きまして、議案書の118ページをお開きいただきたいと思っております。

地域集会所設置条例の一部を改正する条例及び次のページの財産の無償譲渡につきましては、字福野にあります「中の沢地域集会所」を福野実践会に無償譲渡し、今後、地域の責任において管理するとともに、地域公館として有効活用を図ろうとするものでございます。ご説明申し上げます。

議案第24号 訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について

訓子府町地域集会所設置条例（昭和59年条例第13号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

記としまして、訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例。

訓子府町地域集会所設置条例の一部を次のように改正する。

第2条中「中の沢地域集会所 訓子府町字福野234番地」を削る。

附則としまして、条例の施行は平成20年4月1日からするものでございます。

説明としまして、中の沢地域集会所を福野実践会へ譲渡するため、訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上、訓子府町地域集会所設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案書の119ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 財産の無償譲渡について。

次のとおり財産を無償譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めます。

記としまして、1．財産の所在・名称・総面積及び構造、訓子府町字福野234番地、中の沢地域集会所、234.8平方メートル、木造平屋建。

2．譲渡の目的、福野実践会が管理運営する公館として使用するため。

3．譲渡の相手方、訓子府町字福野103番地3、福野実践会会長、中村一博。

4．譲渡の日、平成20年4月1日。

説明としまして、先ほど申し上げましたように、福野実践会に対し、福野集会施設として無償譲渡するものでございます。

以上、財産の無償譲渡について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 以上で、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第24号、議案第25号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（橋本憲治君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これにて散会いたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦労様でございました。

散会 午後 2時35分